

山環告示第1号

山鹿市浄水器設置補助金交付要綱（平成17年山鹿市告示第138号）第2条第1号の規定に基づき、同要綱の補助の対象となるものとして市長が定める物質を次のように指定し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日

山鹿市長 早 田 順 一

- (1) ヒ素及びその化合物
- (2) フッ素及びその化合物
- (3) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (4) 有機フッ素化合物